

【新設】（取引を行った場合の意義）

17－3－5 規則第59条の2第1項（関連者間取引に係る書類の整理保存の特例）の「取引（……）を行った場合」とは、各事業年度において同項第1号の譲渡若しくは貸付け又は同項第2号の役務の提供を行った場合をいうのであるから、同項第1号の貸付け又は同項第2号の役務の提供が2以上の事業年度にわたって反復又は継続して行われる場合には、これらの貸付け又は役務の提供が行われる日の属する各事業年度において同項の規定の適用があることに留意する。

【解説】

- 1 本通達は、法人税法施行規則第59条の2第1項（関連者間取引に係る書類の整理保存の特例）の「取引を行った場合」の意義について明らかにしたものである。
- 2 本特例においては、関連者との間で行われる一定の取引に関して受領し、又は作成した書類等で、法人税に関する法令の規定により保存しなければならないものに同項各号に定める事項の記載又は記録がない場合には、特定事項記載書類の取得又は作成及び保存等をしなければならないこととされている（規59の2①）。これは、関連者との間で行われる取引について、その内容、支払金額の計算根拠その他の事項を客観的に把握し得るようにする趣旨によるものと考えられる。
- 3 ところで、本特例の対象となる工業所有権等の貸付けや役務の提供については、一の契約に基づき複数の事業年度にわたって反復又は継続して行われることも少なくないことから、このような場合において同項の「取引を行った場合」を契約の締結時点に着目して捉えるのか、それとも各事業年度において現に行われる工業所有権等の貸付け又は役務の提供に着目して捉えるのが問題となる。
- 4 この点、本特例は、関連者との間で行われる一定の取引について、その内容、支払金額の計算根拠その他の事項を客観的に把握することができる状態を確保しようとするものであることから、その適用の有無についても、当該事業年度において現に行われた工業所有権等の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供との関係において判断するのが适当である。換言すれば、本特例において問題となる「取引」とは、契約の締結の有無又はその時期それ自体ではなく、当該事業年度において費用の額の基因となった工業所有権等の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供等の経済的事実をいうものと解され、このように解することは、各事業年度において関連者との間で行われる取引の内容及びその支払金額の計算根拠を把握することができる状態を確保しようとする本特例の趣旨にも沿うものである。
- 5 そこで、本通達において、同項第1号の貸付け又は同項第2号の役務の提供が2以上の事業年度にわたって反復又は継続して行われる場合には、当該貸付け又は役務の提供が行われた各事業年度において同項の規定の適用があることを明らかにしている。